

＊ 1 予防接種健康被害救済制度

- ・ 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり生活に支障がでるような障がいを残す等の健康被害が生じたりした場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。
- ・ 健康被害の程度等に応じて、医療費・医療手当・障がい児養育年金・障がい年金・死亡一時金・葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。

＊ 2 医薬品副作用被害救済制度

- ・ 任意接種により健康被害が発生した場合には、「医薬品副作用被害救済制度」により治療費などが受けられる場合があります。

詳しくは、独立行政法人医薬品医療機器総合機構のホームページなどをご覧ください。

電話：0120-149-931（フリーダイヤル） URL：<http://www.pmda.go.jp/>

